

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

犯罪被害者が事件の当事者でありながら、我が国では、「刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではない。」という平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族は、刑事司法の当事者の立場から除外されているなど、長い間、社会的に放置されて孤立し、十分な支援制度もなく、極めて深刻な状態に置かれてきた。

近年、犯罪被害者自身の懸命な努力により、支援する団体も結成され、その権利の確立と支援について社会的な関心が高まる中、いわゆる犯罪被害者保護関連二法が制定されるなど一定の前進が見られているが、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

治安が悪化し、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている現状にあつて、犯罪被害者が被害の回復と支援を求めること等を正当な権利と位置づけ、国と社会の責務として、被害者を総合的に支援する制度等の確立が急務となっている。

よつて、国におかれては、犯罪被害者の権利を明確に位置づける観点から、次の措置について早急に検討し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を図られるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月23日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

国家公安委員長

警察庁長官